

社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設等指導監査要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第10条）
- 第2章 法人監査（第11条～第16条）
- 第3章 連携推進法人監査（第17条～第22条）
- 第4章 施設等監査（第23条～第26条）
- 第5章 その他（第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）並びに関係通達（以下「関係法令等」という。）に基づき、法第22条に基づき設立された社会福祉法人（以下「法人」という。）、法第2条に定める社会福祉事業を営む施設又は者（以下「社会福祉施設」という。）、法第128条第1号イに定める社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）、老人福祉法第29条に定める有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）、児童福祉法第59条に定める認可外保育施設、介護保険法第8条に定める介護老人福祉施設及び居宅サービス事業並びに同法第8条の2に定める介護予防サービス事業を行う事業所（以下「介護保険サービス事業所」という。）並びに社会福祉施設への入所措置事務等を行う行政機関に対する監督、検査、調査、指導等（以下「指導監査」という。）の実施について、必要な事項を定める。

（指導監査の目的）

第2条 指導監査は、次の目的を達成するために行う。

- (1) 法人に対する指導監査（以下「法人監査」という。）は、法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ること。
- (2) 連携推進法人に対する指導監査（以下「連携推進法人監査」という。）は、法第144条による準用後の法第56条第1項の規定に基づき、連携推進法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた連携推進法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営の確保を図ること。
- (3) 社会福祉施設、有料老人ホーム、認可外保育施設及び介護保険サービス事業所に対す

る指導監査は、関係法令等に基づき、入所者等の処遇、職員処遇及び経理等施設運営全般にわたって調査することにより、円滑な経営の確保を図ること。

- (4) 社会福祉施設への入所措置事務等を行う行政機関に対する指導監査は、関係法令等に基づき、実施体制、入所手続き及び費用徴収の状況を調査することにより実施機関の入所措置事務等の適正実施を確保すること。

(指導監査の対象)

第3条 法人監査の対象は、法第30条の規定に基づき県が所轄庁となる法人とする。

2 連携推進法人監査の対象は、法第131条による準用後の法第30条の規定に基づき県が所轄庁となる連携推進法人とする。

3 法人及び連携推進法人を除く指導監査（以下「施設等監査」という。）の対象は、社会福祉施設、有料老人ホーム、認可外保育施設及び介護保険サービス事業所並びに次の社会福祉施設への入所措置事務等を行う行政機関（以下「社会福祉施設等」という。）とする。

- (1) 法第14条の規定により設置された福祉事務所等
- (2) 児童福祉法第12条の規定により設置された児童相談所
- (3) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条の規定により設置された婦人相談所
- (4) 市町村

(指導監査の方法)

第4条 指導監査は、法人、連携推進法人及び社会福祉施設等から関係法令にそれぞれ定められた報告を求め、法人、連携推進法人及び社会福祉施設等の役員若しくは職員又は関係者に対する質問を行い、又は法人、連携推進法人及び社会福祉施設等へ立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査等することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、災害や社会情勢に応じて、必要と認められる場合については、指導監査を書面やオンラインで行うことができるものとする。

(指導監査会議)

第5条 指導監査の円滑な実施を図るため指導監査会議を設置する。

(1) 指導監査会議は、福祉保健部長、福祉保健部次長（福祉担当）、こども政策局長、福祉保健課長、指導監査・援護課長、長寿介護課長、障がい福祉課長、こども政策課長及びこども家庭課長をもって組織する。

(2) 指導監査会議の会長は、福祉保健部長をもって充て、会議を統括する。

(3) 指導監査会議の副会長は、福祉保健部次長（福祉担当）をもって充て、会長に事故があるときは、これを代理する。

2 指導監査会議の運営に関する事項については、別に定める。

(指導監査会議の審議)

第6条 指導監査会議は、次の事項について審議する。

(1) 毎年度の指導監査方針の策定に関する事項

(2) 指導監査の結果重要な事項についての措置並びに法人、連携推進法人及び社会福祉施

設等に対する処分に関する事項（保健所が所管する介護保険法に基づく事業所に係るものを含む。この場合において、福祉保健部次長（保健・医療担当）を審議に加えることができる。）

(3) 指導監査に係る連絡調整等に関する事項

(4) その他指導監査に関する重要事項

2 前項第2号の措置及び処分（以下「制裁措置」という。）に関する事項については、別に定める。

（指導監査連絡会議）

第7条 第5条の指導監査会議の円滑な運営を図るため指導監査連絡会議を設置する。

(1) 指導監査連絡会議は、次の者をもって組織する。

ア 指導監査・援護課長

イ 指導監査・援護課法人指導担当リーダー及び施設監査担当リーダー

ウ 福祉保健課保護担当リーダー

エ 長寿介護課施設介護担当リーダー及び居宅介護担当リーダー

オ 障がい福祉課障がい児支援担当リーダー及び障がい者・就労支援担当リーダー

カ こども政策局こども政策課幼児教育保育担当リーダー

キ こども政策局こども家庭課児童支援担当リーダー

(2) 指導監査連絡会議の会長は、指導監査・援護課長をもって充てる。

2 指導監査連絡会議の運営に関する事項については、別に定める。

（指導監査方針）

第8条 毎年度の指導監査の実施に当たっては、社会福祉法人制度改革の着実な進展や適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、関係法令等及び本県における社会福祉事業の実状を踏まえた指導監査方針を別に定める。

2 指導監査方針には、当該年度における指導監査に当たっての基本方針、指導監査事項、重点指導事項、指導監査計画（第11条第2項、第17条第2項又は第23条第2項の規定により策定した計画をいう。）等を含むものとする。

（指導監査体制）

第9条 法人監査、連携推進法人監査及び施設等監査に係る総合調整は、指導監査・援護課が実施する。

2 指導監査は、次により編成して行うものとする。

(1) 法人監査班

ア 指導監査・援護課法人指導担当のみで編成する。

イ 指導監査・援護課法人指導担当と法人を所轄する課が合同で編成する。

ウ 法人を所轄する課のみで編成する。

(2) 連携推進法人監査班

ア 指導監査・援護課法人指導担当のみで編成する。

(3) 施設等監査班

- ア 指導監査・援護課施設監査担当のみで編成する。
- イ 指導監査・援護課施設監査担当と社会福祉施設等を所轄する課が合同で編成する。
- ウ 社会福祉施設等を所轄する課のみで編成する。

(4) 合同監査班

効率的かつ効果的な指導監査を推進するため、必要がある場合は、法人監査班、連携推進法人監査班、施設等監査班及び市町村が協議の上、合同監査班を編成できるものとする。

(指導監査の実施)

第10条 指導監査の対象となる法人、連携推進法人及び社会福祉施設等を決定したときは、次により指導監査を実施するものとする。

- (1) 法人、連携推進法人及び社会福祉施設等に対して、あらかじめ次に掲げる事項を、文書により通知するものとする。ただし、特別監査の実施にあたっては、事前通知を省くことができる。
 - ア 指導監査の根拠規定
 - イ 指導監査の日時及び場所
 - ウ 監査担当者
 - エ 出席者
 - オ 準備すべき書類等
- (2) 指導監査を効率的かつ効果的に行うため、指導監査事前提出資料等必要な資料を事前に提出又は整備させるものとする。
- (3) 指導監査の実施に当たっては、法人、連携推進法人又は社会福祉施設等の理事長又は施設長、代表理事、監事等責任者の立ち会いを求めるものとする。
- (4) 実地監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとする。
- (5) 指導監査結果は文書により通知するが、文書による指摘を行う場合は、原則として監査終了後2か月以内に通知し、期限を附して改善報告の提出を求めるものとする。
また、必要に応じ職員を派遣してその改善状況を確認するものとする。

第2章 法人監査

(法人監査の種類)

第11条 法人監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

- 2 法人監査のうち一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、年度当初に法人監査の方針、法人監査の対象とする法人及び法人監査の実施の時期等を内容とした法人監査の実施に関する計画を策定した上で、国の「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

- 3 法人監査のうち特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、国の「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(法人監査の実施の周期)

第12条 法人監査のうち一般監査は、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の法人監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。

- (1) 法人の運営について、法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- (2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人監査と施設等監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが所轄庁及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、所轄庁の判断により、監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。

ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の(1)及び(2)に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

- (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回
- (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回
- (3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4箇年に1回

3 第1項の規定にかかわらず、同項の(1)及び(2)に掲げる事項について問題が認められな

い法人のうち前項に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又は ISO9001の認証取得施設を有していること。
 - (2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。
 - (3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- 4 新たに設立又は他の所轄庁から県に移管された法人に対する一般監査については、設立・移管年度又は次年度において、当該法人の設立・移管後速やかに実施する。この場合、施設整備を伴うものについては、施設整備担当課と十分な連携の上実施する。
- 5 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合など、次の各号に該当した場合には、速やかに関係課長と協議の上、福祉保健部長に報告するものとする。
- (1) 特別監査の実施が必要と思われる場合
 - (2) 指導監査会議の審議が必要と思われる場合
 - (3) その他法人監査実施上重要と思われる場合
- 6 前項の規定に基づき特別監査を実施する場合は、指導監査・援護課が総合調整を行うとともに、必要に応じて、第9条第2項第4号に掲げる合同監査班を編成するものとする。

（法人監査事項の省略等）

第13条 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、国の「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- 2 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、国の「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。
- 3 第1項の会計監査及び第2項の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、国の「指導監査ガイド

ライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的な実施を図るものとする。

(法人監査の結果及び改善状況の報告)

第14条 法人監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下のとおり実施する。

(1) 法令又は通知等の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下この条において「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導するものとする（文書指摘）。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、所轄庁が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができるものとする。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること（口頭指摘）ができるものとする。

(2) 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができるものとする。

なお、(1)のイ及び(2)の指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮するものとする。

2 前項の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。

また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 第1項の指導を行った事項について改善が図られない場合には、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下この条において「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

4 前項の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずるものとする。

5 第3項の改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下この条において「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

6 前項の改善命令に従わないときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。

7 法人監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく開示請求に対して閲覧を可能とする体制を整えるよう努めるものとする。

(法人監査の結果の報告)

第15条 指導監査・援護課長は、指導監査連絡会議において、一般監査の実施件数や文書指摘事項など前年度の法人監査結果の概要について報告するものとする。

2 県が実施した各年度の法人監査の結果（中核市を除く管内市が実施した法人監査の結果を含む。）については、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告するものとする。

(関係機関等との連携等)

第16条 法人運営と社会福祉施設等の運営とは相互に密接な関係を有するものであることから、法人の指導監査を行うに当たっては、当該法人の施設等が所在する区域の行政庁に必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を取りながら実施するものとする。

2 当該法人の社会福祉施設等が所在する区域の行政庁は、法人に対して適切な措置をとる必要があると認めるときは、法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べるができるものとする。

3 法人監査の過程において、所轄庁が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課（指導監査・援護課施設監査担当及び関係各課をいう。）又は当該法人の社会福祉施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行うものとする。

その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応するものとする。

第3章 連携推進法人監査

(連携推進法人監査の種類)

第17条 連携推進法人監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

2 連携推進法人監査のうち一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、年度当初に連携推進法人監査の方針、連携推進法人監査の対象とする連携推進法人及び連携推進法人監査の実施の時期等を内容とした連携推進法人監査の実施に関する計画を策定した上で、国の「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

3 連携推進法人監査のうち特別監査は、運営等に重大な問題を有する連携推進法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、国の「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(連携推進法人監査の実施の周期)

第18条 連携推進法人監査のうち一般監査は、毎年度連携推進法人から提出される報告書類により連携推進法人の運営状況を確認するとともに、前回の連携推進法人監査の状況を勘案し、運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、連携推進法人の運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人であって、会計監査人等の作成する会計監査報告が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、法第139条第1項に規定する認定所轄庁（以下「認定所轄庁」という。）が毎年度連携推進法人から提出される報告書類を勘案の上、当該連携推進法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該連携推進法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第60条第2項又は同項及び法第127条第5号ホ(2)の規定に基づき会計監査人を設置している連携推進法人（以下「会計監査人設置連携推進法人」という。）が会計監査人による監査を受けたとき又は会計監査人を設置していない連携推進法人が会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、連携推進法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であつて、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）を受けたとき、これらの連携推進法人は、一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告（以下「独立監査人の監査報告書」という。）及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（以下「監査実施概要及び監査結果の説明書」という。）を会計監査人等から受領するものとする。

(1) 連携推進法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

(2) 会計監査人を設置していない連携推進法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

3 新たに認定又は他の所轄庁から県に移管された連携推進法人に対する一般監査については、認定・移管年度又は次年度において、当該連携推進法人の認定・移管後速やかに実施する。

4 連携推進法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度連携推進法人から提出される報告書類の内容から当該連携推進法人の運営状況に問題があると認められる場合など、次の各号に該当した場合には、速やかに福祉保健部長に報告するものとする。

(1) 特別監査の実施が必要と思われる場合

(2) 指導監査会議の審議が必要と思われる場合

(3) その他連携推進法人監査実施上重要と思われる場合

5 前項の規定に基づき特別監査を実施する場合は、指導監査・援護課が総合調整を行うとともに、必要に応じて、第9条第2項第4号に掲げる合同監査班を編成するものとする。

(連携推進法人監査事項の省略等)

第19条 会計監査人設置連携推進法人又は会計監査人による監査に準ずる監査を実施している連携推進法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、計算関係書類、財産目録、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書を確認した上で、国の「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

2 前項の会計監査を受けている連携推進法人に対する指導監査を実施するに当たっては、国の「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書の内容を活用し、効率的な実施を図るものとする。

(連携推進法人監査の結果及び改善状況の報告)

第20条 連携推進法人監査の結果に基づいて行う連携推進法人への指導は、以下のとおり実施する。

(1) 法令又は通知等の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下この条において「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導するものとする（文書指摘）。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して連携推進法人から報告をさせ、認定所轄庁が必要と認める場合には、連携推進法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができるものとする。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること（口頭指摘）ができるものとする。

(2) 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができるものとする。

なお、(1)のイ及び(2)の指導を行う場合は、連携推進法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮するものとする。

2 前項の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。

また、連携推進法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 第1項の指導を行った事項について改善が図られない場合には、法第144条による準用後の法第56条第4項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下この条において「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

4 前項の改善勧告を受けた連携推進法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第144条による準用後の法第56条第5項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ず

るものとする。

- 5 第3項の改善勧告を受けた連携推進法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第144条による準用後の法第56条第6項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下この条において「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。
- 6 前項の改善命令に従わないときは、法第144条による準用後の法第56条第7項並びに法第145条第1項及び第2項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告又は社会福祉連携推進認定の取消し等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。
- 7 連携推進法人監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、運営の透明性を図る観点から踏まえ、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく開示請求に対して閲覧を可能とする体制を整えるよう努めるものとする。

（連携推進法人監査の結果の報告）

第21条 指導監査・援護課長は、指導監査連絡会議において、一般監査の実施件数や文書指摘事項など前年度の連携推進法人監査結果の概要について報告するものとする。

- 2 県が実施した各年度の連携推進法人監査の結果（中核市を除く管内市が実施した法人監査の結果を含む。）については、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告するものとする。

（関係機関等との連携等）

第22条 認定所轄庁は、連携推進法人の指導監査等を行うに当たり必要があると認めるときは、法第144条による準用後の第57条の2第2項の規定に基づき、当該連携推進法人の事務所等が所在する区域の行政庁に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

- 2 連携推進法人の事務所等が所在する区域の行政庁は、当該連携推進法人に対して適切な措置をとる必要があると認めるときは、法第144条による準用後の第57条の2第1項の規定に基づき、当該連携推進法人の認定所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができるものとする。
- 3 連携推進法人監査の過程において、認定所轄庁が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、連携推進法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、連携推進法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応するものとする。

第4章 施設等監査

（施設等監査の類型）

第23条 施設等監査は、一般監査と特別監査とし、一般監査は次の方法によって実施するものとする。

- (1) 実地指導監査 社会福祉施設等の業務に直接関係ある場所において行う指導監査をいう。
 - (2) 集合指導監査（公立保育所及び認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設） 社会福祉施設等の業務に直接関係ない場所を指定して複数の指導監査対象者を集めて行う指導監査をいう。
 - (3) 書面指導監査 あらかじめ社会福祉施設等から提出された指導監査事前提出資料等に基づき行う指導監査をいう。
- 2 施設等監査のうち一般監査の実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする社会福祉施設等及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画を策定した上で実施する。

（施設等監査の実施の周期）

第24条 施設等監査のうち一般監査は、次により実施するものとする。

(1) 福祉保健課所管施設

ア 生活保護法保護施設指導監査要綱に基づき、救護施設は原則として年1回実地指導監査を実施する。ただし、前年度における一般監査の結果、特に重大な運営上の問題点がない施設については、2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、3年に1回実地指導監査を実施することができる。

(2) 長寿介護課所管施設

ア 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び軽費老人ホームは3年に1回、有料老人ホームは6年に1回実施する。

イ 居宅介護サービス事業者等監査方針に基づき、居宅介護サービスは、6年に1回実施する。ただし、特定施設入居者生活介護にあつては、3年に1回実施する。

(3) 障がい福祉課所管施設

ア 宮崎県指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱に基づき、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設設置者及び一般相談支援事業者は3年に1回実施する。

イ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条の規定に基づき、障害児入所施設及び児童発達支援センターは毎年実施する。

ウ 宮崎県指定障害児通所支援事業者等指導監査要綱に基づき、障害児入所施設及び障害児通所支援は3年に1回実施する。

(4) こども政策課所管施設及びこども家庭課所管施設

ア 児童福祉法施行令第38条の規定に基づき、保育所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び母子生活支援施設は毎年実施するとともに、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても同様とする。

イ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）に基づき、認可外保育施設については、毎年実施する。

ウ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（平成27年12月7日府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号）を踏まえ、幼保連携型認定こども園

は2年に1回実施する。

エ 「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号）を踏まえ、認定こども園のうち保育所型及び地方裁量型は毎年実施する。

（施設等監査の結果の報告）

第25条 福祉保健課及びこども家庭課が実施した一般監査の実施件数や文書指摘事項等の概要については、翌年度の4月末日までに、指導監査・援護課長に報告するものとする。

2 指導監査・援護課長は、指導監査連絡会議において、前年度の指導監査結果の概要について報告するものとする。

（特別監査）

第26条 施設等監査の結果、次の各号に該当した場合には、速やかに関係課長と協議の上、福祉保健部長に報告するものとする。

- (1) 特別監査の実施が必要と思われる場合
- (2) 指導監査会議の審議が必要と思われる場合
- (3) その他指導監査実施上重要と思われる場合

2 前項の規定に基づき特別監査を実施する場合は、指導監査・援護課が総合調整を行うとともに、必要に応じて、第9条第2項第3号に掲げる合同監査班を編成するものとする。

3 特別監査は実地において行うものとし、運営等に重大な問題を有する社会福祉施設等を対象として次のいずれかに該当する場合において、随時実施するとともに改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施する。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (3) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき
- (4) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

第5章 その他

（補則）

第27条 この要綱に定めるほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年6月27日より施行する。
- 2 社会福祉施設等指導監査総合調整班設置要綱（昭和56年8月1日付け福祉老人課定め）は、廃止する。
- 3 福祉事務所等における指導監査事務処理要領（昭和61年5月31日付け福祉生活課定め）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。